新しいHACCP制度化への対応（1）

NPO法人日本食品安全検証機構（JVO）
理事長代行　遠藤　洋一
顧　　問　渡辺　邦雄

厚生労働省は、わが国の食を取り巻く環境変化や国際化などに対応し、食品の安全を確保することを目的として「食品衛生法等の一部を改正する法律」を第196回通常国会に提出、衆参両院で可決され、今年（平成30年）6月13日に公布した。公布から2年以内に完全施行される改正食品衛生法の柱は、すべての「食品等事業者」がHACCPに沿った衛生管理に取り組むことを制度化したこと。養鶏企業の間でも生産から流通まで一貫したHACCP管理の導入に取り組む事例が増えている中、改正食品衛生法などに基づく「新しいHACCP制度化への対応」について、HACCPをベースとした食品安全マネジメントシステムの導入に必要な人材や指導員の育成、導入されたHACCPマネジメントの検証・審査などに貢献することを目的に設立されたNPO法人日本食品安全検証機構（茶薗明理事長）の遠藤洋一理事長代行と渡辺邦雄顧問が数回にわたって解説する。

はじめに

厚生労働省は、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を視野に、食品衛生法の一部改正によるHACCP制度化へ向けて作業を進めてきた。対象は、食品の製造、加工、調理、販売等を行なうすべての食品事業者で、「GPセンター」「と畜場」「食鳥処理場」など、畜産物に関係する事業者も含まれる。

本改正法（注1）は、平成30年3月13日に閣議決定され、4月13日に参議院本会議において全会一致で可決、6月7日に衆議院で可決、6月13日に公布された。

改正法の施行は、政令の定めるところにより公布の日から起算して2年を超えない範囲としている。施行後、1年間の猶予期間を見込んでも、3年以内には完全施行される。営業許可制度の見直し、営業届出制度、自主回収情報の報告制度の創設も予定されている。

適期を捉えた迅速な対応

日本家禽学会は適期を見逃さなかった。わが国の家禽研究をリードする日本家禽学会・鶏病研究会は、このたび、厚生労働省が進める新しいHACCP制度化を歴史的な大きな節目と受け止め、『食品衛生法の改正と養鶏産業の課題』と題して9月5日（東北大学）に公開シンポジウムを開催した。

パネリストは、別紙プログラム【左上】の通りである。

なぜ、日本家禽学会と鶏病研究会は、過去に例を見ない大イベントを企画したのか。

その主な理由は2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、厚生労働省が食の安全確保を徹底したいことだとしている。国際的な対応であり、歴史的に大きな新しいHACCP制度によるシステム導入と受け止めたものと思われる。

「From Farm to Table」

このたびの新しいHACCP制度では、鶏卵や食鳥等の生産農場は対象外とされているが、国際的には「From Farm to Table」の言葉が示す通り、農場から食卓まで漏れのない、切れ目のない一元管理の強力な衛生管理体制が求められる。

このたびのHACCP制度化では、Codexの国際的基準が基本となっている。「From Farm to Table」の言葉通り例外なく、受け入れ原材料（食鳥・鶏卵）の安全性を基本に、製品の特性にマッチした国際標準に沿った工程管理による衛生管理を実行しなければならない。

国の管理体制

HACCPは、1960年代に米国で宇宙食の安全確保のために開発されたシステムである。国際的には、農場から食卓まで（From Farm to Table）の言葉が示す通り漏れのない、切れ目のない一元的工程別衛生管理がルールとして定められている。

わが国は、伝統的な省庁別の縦割行政である。

畜産物を生産する農場段階は農林水産省の管轄下にある。一方、出荷する畜産物（卵）の処理加工の「と畜場」「食鳥処理場」「GPセンター」等は厚生労働省の管轄下にある。この体制を描いたのが右の「図1」である。

図1　HACCP制度化の対象範囲

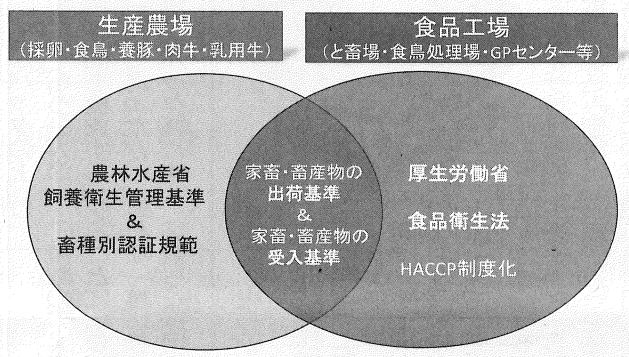

安全性の高い畜産物の出荷・受入基準

NPO法人　日本食品安全検証機構

受入基準と出荷基準

このたびの新しいHACCP制度では、家畜の生産農場は対象外とされている。図の左円は、飼養衛生管理基準や畜種別衛生規範の関連法、右円は改正された新しいHACCP制度化の新法である。

重複部分は、当然ながら、家畜・畜産物の出荷基準と新法の受け入れ基準となる。

家畜・畜産物の出荷先（と畜場、食鳥処理場、GPセンター等）の処理・加工施設は、新しいHACCP制度化の中心的対象先である。必然的に、より健康でより安全性が高い食材としての家畜・畜産物を求める必要がある。

なぜなら、これら処理・加工施設には、汚染した家畜（動物）に由来する食中毒菌や残留農薬を取り除く装置や手段はなく、いったん汚染した家畜・畜産物が搬入された場合、その汚染源を断ち切ることは極めて難しく、最悪の事態では消費段階まで汚染を引きずる可能性がある。当然ながら、家畜生産農場においては、安全性の高い、微生物汚染の少ない、農薬・殺虫剤、抗生物質・抗菌剤等を含まない、清浄で健全な家畜・畜産物の出荷が最大の課題となる。

今まで以上に家畜・畜産物の安全性が大きなテーマとなり、法律を超えて他に優先して守らなければならない至上命題といえる。これらは国際手順に照らしても決して不思議ではない。

（注1）引用文献＝厚生労働省、食品衛生法等の一部を改正する法律の概要、2018年（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197196.html）

（つづく）

日本家禽学会の公開シンポで大きな反応

畜産農家の役割、他人事でないHACCP制度化

日本家禽学会２０１８年度秋季大会

1.　<公開シンポジウム>　（参加費無料）

日　　時：　平成 30 年 9 月 5 日（水）13:00-17:45

場　　所：　東北大学青葉山新キャンパス・アカデミックサイエンスコモンズ 2F
大講義室（翠生ホール）

企画１　日本家禽学会・鶏病研究会ジョイントシンポジウム（13：00-15：45）

テ ー マ：　『食品衛生法の改正と養鶏産業の課題』

趣　　旨：

現在、食品衛生法等の一部を改正する法律案が審議され、成立する見込みとなっている。これは 2020 年のオリンピック・パラリンピックに向け、厚生労働省が食の安全確保を徹底したいことが改正の主な理由である。この改正案では、各事業者が製造から加工、販売の各工程で、HACCP を順守することを制度化し、国際基準に従って衛生管理計画を作成、実施することとなっており、また腸管出血性大腸菌 O-157 による食中毒が相次いだことを受け、国と都道府県などとの協力を義務付け、地域ごとに協議会を設置することも定めている。

養鶏産業もこの改正によって影響を受けるものと考えられる。特に HACCP の順守に関しては、農場、食鳥処理場や GP センターなどが様々な対策を講じなければいけないのが現状である。

本シンポジウムでは、この改正に関して、①行政的観点、②食鳥関連、③卵関連、④ブロイラー生産農場の観点から、現状と法改正による影響、今後の課題とコスト、および研究課題に関して 4 名のシンポジストにご講演頂く。

主な議論点は、公衆衛生に関連するため、鶏病研究会に協力を仰ぎ、獣医師の立場からのご意見も頂くことを予定している。

プログラム

① 「食品衛生法改正の概要について－HACCP に沿った衛生管理の制度化について－」
　鶴身　和彦（(公財) 日本食品衛生協会）

② 「食鳥検査の概要と課題」
　伊藤　裕和（(公財) 愛知県獣医師会食鳥検査センター）

③ 「HACCP 制度化と鶏卵生産・販売への波紋　－避けて通れない鶏卵の安全性－」
　赤池　　洋（NPO 法人日本食品安全検証機構）

④ 「肉用鶏での HACCP 取得と今後の課題」
　谷崎　孝志（(株)イシイフーズ）

JPSA
Japan Poultry Science Association